広報 ゆがわ

No.720
令和8年
11月号



お米大使・斎藤恭紀さんとじゃんけん大会！
新米祭で大盛り上がり

湯川村ファミリー

主な内容

▶ 湯川村新米祭……②・③
▶ 村会計の決算報告……⑩～⑫
▶ 村職員の給与・定員状況……⑬・⑭
▶ 保育所入所児・幼稚園入園児募集……⑯・⑰
▶ 村民の文芸発表のひろば……㉓

新米祭









10月4日(日)

10月4日(日)、道の駅あいづ湯川・会津坂下を会場に「第19回湯川村新米祭」を開催いたしました。ご来場いただいた皆さま、ありがとうございました！



じゃんけん大会で勝ち残った方へ新米のプレゼント！







陸上自衛隊東北方面音楽隊





ザベリオ学園高等部ダンス部





秋田三味線



じゃんけん大会

斎藤恭紀さん「湯川村お米大使」に就任

福島テレビ「テレポートプラス」で活躍されている気象予報士の斎藤恭紀さんが１０月４日(日)、第１９回湯川村新米祭にて、初の「湯川村お米大使」に就任されました。

斎藤さんはこれまで、湯川村への取材や米づくりに関する対談企画などを通じて本村との深い縁があり、今回の就任へとつながりました。

就任にあたり斎藤さんは、「湯川村のお米を多くの人に食べていただけるようにおいしさを伝えていきたい」と抱負を語りました。

今後は村主催のイベントなどを通じて、湯川米および湯川村の魅力を広く発信していく予定です。



左から 佐野村長、斎藤恭紀さん

ふるさと納税「会津湯川米」出発式を行いました

ふるさと納税の返礼品である「会津湯川米」出発式を１０月１６日(金)に行いました。

出発式では、湯川村お米大使の斎藤恭紀さん、ふくしまライシーホワイトの岡部友香さんにお越しいただき、テープカットを行った後に、精米工場へ向かうトラックを見送りました。

１０月１５日現在、全国の皆様より農業支援のために、約８千３百万円のご寄附をいただいており、今年度も農業振興事業に活用させていただきます。

なお、今年度の「ふるさと応援寄附金」は、１２月３１日(木)まで受付しております。





「熊本地震」「千葉豪雨」へ災害義援金

このたび被災された皆様の一日も早い復旧・復興を願い、本村より「熊本地震」および「千葉豪雨災害」の被災地へ、それぞれ２０万円（計４０万円）の義援金を日本赤十字社福島支部を通じてお届けいたしました。

また、８月１８日から９月３０日までの期間、役場窓口に設置いたしました募金箱へは、住民の皆様等から総額１９，５２８円もの温かいご支援をお寄せいただきました。こちらの募金（熊本地震分）も、合わせて全額送金いたしました。

皆様の温かいご協力と心のこもったご支援に、深く感謝申し上げます。



佐野村長（写真右）から日本赤十字社福島県支部久保事務局長へ義援金を手渡す様子

「村文化体育振興基金」へご寄附をいただきました

９月１８日(金)、櫻井憲幸さん(浜崎)が来庁され、村の社会教育事業の充実のため、村文化体育振興基金へ多額のご寄附をいただきました。

いただいたご寄附につきましては、村の社会教育事業の更なる充実のための財源として有効に活用させていただきます。

大変ありがとうございました。



左から 佐野村長、櫻井憲幸さん

教育委員会
教育委員任命について

湯川村教育委員会教育委員として、再任となる小野宏美さん（北田）に佐野村長から任命の辞令を交付いたしました（２期目）。

任期は令和８年１０月１日からの４年間となります。



左から 佐野村長、小野委員、二瓶教育長

湯川村立小学校整備基本構想（案）に係る説明会を開催しました ―湯川村教育委員会―

１０月２日（金）、３日（土）の２日間、公民館２階大ホールにおいて、保育所、幼稚園、小中学校の保護者並びに一般村民の皆様を対象に「湯川村立小学校整備基本構想（案）に係る説明会」を開催しました。

当日は、基本構想（案）をもとに、統合小学校における今後の整備方針やスケジュール等について説明を行い、参加者の皆様から貴重なご意見やご質問をいただきました。

夜分にもかかわらずご出席いただき、誠にありがとうございました。



湯川村立小学校整備基本構想（案）に係る説明会の様子

秋の全国交通安全運動

９月２１日（月）から３０日（水）までの１０日間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

９月２５日（金）、笈川・勝常小学校ごとに鼓笛パレードを実施しました。勝常小は湯川村交通対策協議会長の佐野村長が、笈川小は高倉村議会議長が先頭を歩き、それぞれの集落内で交通安全の呼びかけを行いました。児童の皆さんの元気な演奏に、沿道の多くの方から温かいご声援をいただきました。ありがとうございました。

また同日午後には、交通安全協会湯川分会・湯川村交通安全母の会による『街頭ふれあいキャンペーン』を道の駅あいづ湯川・会津坂下で行いました。来場された皆様へ交通安全啓発用品とチラシを配付し、安全運転を呼びかけました。

村民の皆様には、引き続き交通事故防止への取組みにご理解とご協力をお願いいたします。













湯川ソフトボールスポーツ少年団
第18回福島県小学生男子新人ソフトボール大会会津地区予選会優勝！！

９月２６日(土)、２７日(日) に湯川村営野球場において第１８回福島県小学生男子新人ソフトボール大会会津地区予選会が開催され、９チームがトーナメント形式で熱戦を繰り広げました。

湯川ソフトボールスポーツ少年団は、１回戦終盤にリードを許す苦しい展開となりましたが、最後まで諦めず粘り強く戦い、劇的な大逆転で勝利！！この勝利で勢いに乗ると、準決勝、決勝ではその勢いをさらに加速させ、見事優勝を果たしました。これにより、会津地区第１代表として、１１月７日(土)、８日(日)にいわき市で開催される県大会への出場を決めました。





県大会では、悲願の全国大会出場を目指し、チーム一丸となってさらに練習に励んでいきます。引き続き、村民の皆様の温かい応援をよろしくお願いいたします。

〈会津地区予選結果〉

- １回戦　湯川　７－６　高田・新鶴（５回時間切れ）
- 準決勝　湯川　１３－３　猪苗代（５回時間切れ）
- 決　勝　湯川　１６－１　柳津（５回時間切れ）

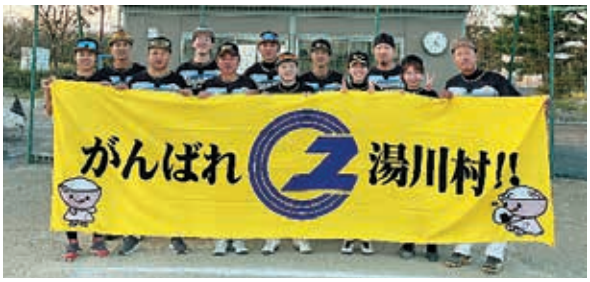
なお、湯川村ソフトボールスポーツ少年団では、随時団員を募集しています。

湯川村営野球場において、火・木は午後４時３０分から、土・日は午前８時３０分から練習していますので、いつでも見学にお越しください。

第13回市町村対抗福島県ソフトボール大会

１０月１０日(土)、相馬市『相馬光陽ソフトボール場』で行われた市町村対抗福島県ソフトボール大会において、湯川村は２回戦で白河市と対戦し、最後まで粘り強く戦いましたが、４対８で惜しくも敗れました。選手の皆様、お疲れさまでした。また、応援してくださった皆様、ありがとうございました。

チーム	一	二	三	四	五	六	計
白河市	3	3	0	1	0	1	8
湯川村	0	0	4	0	0	0	4



ゆがわ幼稚園 秋の交通安全教室

１０月９日(金)、ゆがわ幼稚園にて交通安全教室が行われました。

園児たちは、湯川駐在所 八代裕斗巡査部長から信号機のある横断歩道の渡り方や道路を歩く際の注意点を聞き、白バイ隊員、交通教育専門員、湯川村交通安全母の会の皆様の指導の下、幼稚園から田中交差点にかけて道路を横断する練習をしました。





実りの秋を実感！小・中学生が稲刈り体験

笈川小学校、勝常小学校、湯川中学校の児童・生徒たちが、村内の田んぼで稲刈りを行いました。春に自分たちで植えた苗は、秋の日差しを浴びて黄金色の立派な稲穂へと成長しました。子どもたちは地域の方々に教わりながら一生懸命に稲を刈り取り、お米を育てる大変さや収穫の喜びを肌で感じていました。



【笈川小学校】刈り取った稲を協力して掛けました



【湯川中学校】収穫した稲穂を手に笑顔！



【勝常小学校】一株ずつ丁寧に鎌で刈り取りました

「おいしくなぁれ」の思いを込めて ～湯川村保育所 稲刈り～

１０月１日(木)、バケツで育てた稲の刈り取りをしました。春の田植えから始まり、毎日お水をあげて「おいしくなぁれ」と声をかけながら、みんなで大切に育ててきたお米です。食べ物の大切さに触れてほしいという思いから、「鎌で稲を刈る」「稲を干す」といった作業も子どもたちと一緒に行いました。そして、最後の「脱穀」まで挑戦し、子どもたちは小さな手で一粒ずつ大切にお米を外しました。



先生と一緒に鎌を持って、初めての稲刈りに挑戦！



刈り取った稲を並べて天日干し。『おいしくなりますように！』

リチウムイオン電池は適切に処分しましょう！

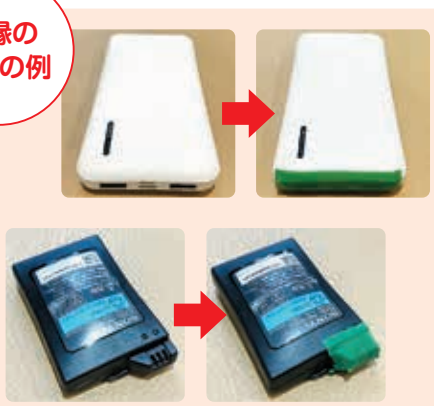
１１月は「リチウムイオン電池による火災防止月間」です。

リチウムイオン電池は、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、ハンディファン、コードレス掃除機など、様々な製品に使用されています。一方で、リチウムイオン電池等の不適切な処分に起因する火災事故が全国で多発しています。

湯川村では、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等の充電式電池、および充電式電池使用製品を役場で回収しております。今年度より膨張、破損したものも受け入れておりますので、住民課ほけん係の窓口までお持ちください。

なお、お持ち込みの際は、接続端子や差し込み部分を**透明なビニールテープ**で絶縁していただきますようご協力をお願いします。

絶縁の仕方の例



写真では分かりやすいように色付きテープを使用しておりますが、実際には透明なテープを使用してください。

企画展「発掘された勝常寺」＆シンポジウム開催

平成２２年から勝常寺周辺で行ってきた発掘調査の成果について、本年３月末に「堂後遺跡及び勝常寺旧境内総合調査報告書」を刊行しました。１１月１３日(金)より勝常寺周辺で出土した遺物や勝常寺の資料を、近隣の市町村にある遺跡の出土品とともに紹介します。

また、１１月２３日(祝・月)正午より、長年、調査の指導にあたられています京都大学名誉教授の上原眞人先生をはじめ、４人の講師による「米と文化の里」湯川村シンポジウムを開催いたします。

勝常寺周辺で行ってきた調査成果を踏まえ、古代・中世の勝常寺の姿を紹介するとともに、現代まで続く“会津中央薬師”勝常寺の歴史的価値について考証します。開催内容については、次のとおりです。皆様ぜひご参加ください。

企画展「発掘された勝常寺」

［日時］**11月13日(金)▶12月7日(月)**
午前９時～午後４時３０分

［会場］**湯川村役場 村民ホール**



「米と文化の里」湯川村シンポジウム　勝常寺の考古学

「米と文化の里」湯川村は、大同２年（８０７年）徳一上人によって開かれた伝承を持つ、東北を代表する古刹である勝常寺を擁し、国宝「薬師如来三尊像」を初めとする文化遺産を大切に継承してきました。

平成２２年から実施してきた勝常寺旧境内の範囲確認調査や各種調査によって、古代・中世の勝常寺の姿が明らかになってきました。

調査成果を踏まえ、陸奥国内の寺院例との比較検討から、古代の勝常寺を検証していきます。また、発掘調査と文献調査の成果から中世の勝常寺について検証し、現代まで続く“会津中央薬師”勝常寺の歴史的価値について考えていきます。

○**日時**　１１月２３日(月・祝)　正午から午後４時（受付開始 午前１１時）
○**会場**　湯川村公民館 ２階 大ホール



問題提起「勝常寺旧境内の歴史的価値」
京都大学名誉教授　上原 眞人 先生



講 演 ①「勝常寺の造営と貞観陸奥国大地震」
元福島県立博物館 主任学芸員　荒木 隆 先生



講 演 ②「城柵設置域の古代寺院」
元宮城県多賀城跡調査研究所 研究員　村田 晃一 先生



講 演 ③「中世史料からみた勝常寺」
福島県立博物館 専門学芸員　高橋 充 先生

企画展
ホームページ
▼

主催：湯川村教育委員会　協力：勝常寺、磐梯町教育委員会、会津坂下町教育委員会
◎**お問い合わせ先**　教育委員会 社会教育課　☎０２４１－２７－４１０７

湯川村の燃やせるごみ量速報！

4～9月 累計	家庭系	事業系	合　計
R 7年度	279.54	136.49	416.03
R 8年度	273.41	94.35	367.76
減量実績 R 8年度-R 7年度	-6.13	-42.14	-48.27

目標達成のために必要な減量
（前年度比）は－55.26トン！

9月の評価

目標達成まであと7トンまで迫ってきました！この調子であと5ヶ月間頑張りましょう！！



今月の納税　11月30日(月)まで

国民健康保険税（普通徴収）第５期分
介護保険料（普通徴収）第５期分
後期高齢者医療保険料（普通徴収）第４期分

＊口座振替による振替日も11月30日(月)になります。納期限までに納税が困難な特別な事情がある場合は、ご相談ください。

＊納付の相談は、住民課各係までお願いします。

国民健康保険税（税務係）☎０２４１－２７－８８２０
介護保険料（福祉係）☎０２４１－２７－８８１０
後期高齢者医療保険料（ほけん係）☎０２４１－２７－８８３０

教育委員会11月定例会 開催時間変更のお知らせ

教育委員会１１月定例会の開催時間が変更となります。

教育委員会 １１月定例会	１１月５日(木) 午後３時	➡	１１月５日(木) 午後３時30分に変更

定例の教育委員会は、原則、毎月第一木曜日の午後３時に役場会議室において開催されます。会議の内容が個人情報や庁内で検討中の案件の場合を除き、教育長の許可を得て傍聴することができます。

なお、都合により開催日時が変更になる場合もありますので、傍聴される場合は事前にご確認ください。

◎**お問い合わせ先**　教育委員会 学校教育課　☎０２４１－２７－２２５０

青色申告特別控除の見直しについて（令和8年度税制改正）

令和８年度税制改正により、令和９年分確定申告以降、青色申告されている個人事業主等の方の青色申告特別控除の見直しが行われます。

令和９年分以降の確定甲告で青色申告特別控除（７５万円又は６５万円）を適用するためには、e-Taxの利用や複式簿記による記帳等が必要となることから、適用をご検討の方で対応がお済みでない場合は、お早めの準備をお願いします。

【主な改正事項】

・複式簿記による青色申告特別控除（７５万円又は６５万円）の適用は、e-Taxが要件となります。
・簡易簿記による青色申告特別控除（１０万円）の適用は、前々年の収入が１，０００万円以下の方等に限定されます。

詳細につきましては、二次元コードからリーフレットをご確認願います。

各リーフレット

① 【令和９年分確定申告から適用】優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存により７５万円の青色申告特別控除を適用しましょう！（令和８年６月）

② 簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ令和9年分以後の所得税について、事業所得又は不動産所得に係る、10万円控除要件が変わります!（令和8年4月）

③ 事業所得や不動産所得等のある方には帳簿の記帳･保存義務があります！（令和８年６月）

◎**お問い合わせ先**　会津若松税務署 個入課税１部門　☎０２４２－２７－４３１４

令和7年度 村会計の決算報告
財政健全化判断比率報告

去る９月の村議会定例会において、令和７年度の各会計歳入歳出決算が審議されました。４つの特別会計は全て認定されましたが、一般会計決算については、賛成少数により不認定となりました。

審議では、公用タクシー券の使途や運用に関する疑義などが指摘されました。

決算不認定による令和７年度予算の法的効力への影響はありませんが、今後はより一層、執行管理の徹底を図ってまいります。

歳 入　32億7,101万円

歳入全体としては、前年度に比べ５，９３７万円（１．８％）の増となりました。主な要因としては、地方税が４，６４８万円増額になったことや地方交付税が４，７０４万円増額になったためです。

歳入の内訳では、「地方交付税」が１６億１，７３２万円（前年比４，７０４万円増）で歳入総額の４９．４％を占めて最も多く、次いで、「国・県支出金」が４億５８４万円（前年比２，２８８万円増）で１２．４％、「村税」が３億８，４０１万円（４，６４８万円の増）で１１．８％の順となっています。

また、「自主財源」については、１０億５，５０１万円で、全体の３２．３％を占めており、「依存財源」については、２２億１，６００万円で６７．７％と依然として依存財源に対する割合が高くなっています。

歳 出　31億5,497万円

歳出全体としては、前年度に比べ５，８４１万円（１．９％）の増となりました。主な要因としては、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会負担金（９，２３５万円）等の物件費の増額（９，５５９万円）、防雪作業の直営化及び給与改定に伴う人件費が増額（５，６２８万円）になったためです。

歳出内訳を目的別に見ると、職員の人件費や物件費が大きな割合を占める「総務費」が８億６，２８７万円（前年比１億２，０１０万円増）で歳出総額の２７．１％を占めて最も多く、次いで「民生費」が６億１９４万円（前年度比４，５７４万円増）で１９．１％、教育費４億３，４６３万円（前年度比５，４４３万円減）で１３．８％、公債費３億６，７７３万円（前年度比３，２５３万円減）で１１．７％の順となっております。

また性質別に見ると、人件費が７億７，３９３万円で全体の２４．５％、次いで補助費等が６億７，９５４万円で２１．５％、物件費が６億２，２７１万円で１９．７％、公債費が３億６，７７３万円で１１．７％の順となっています。人件費や公債費といった「義務的経費」が１３億５，８３２万円となり全体において４３．１％を占めるため、依然として財政構造の柔軟性が乏しい要因となっています。

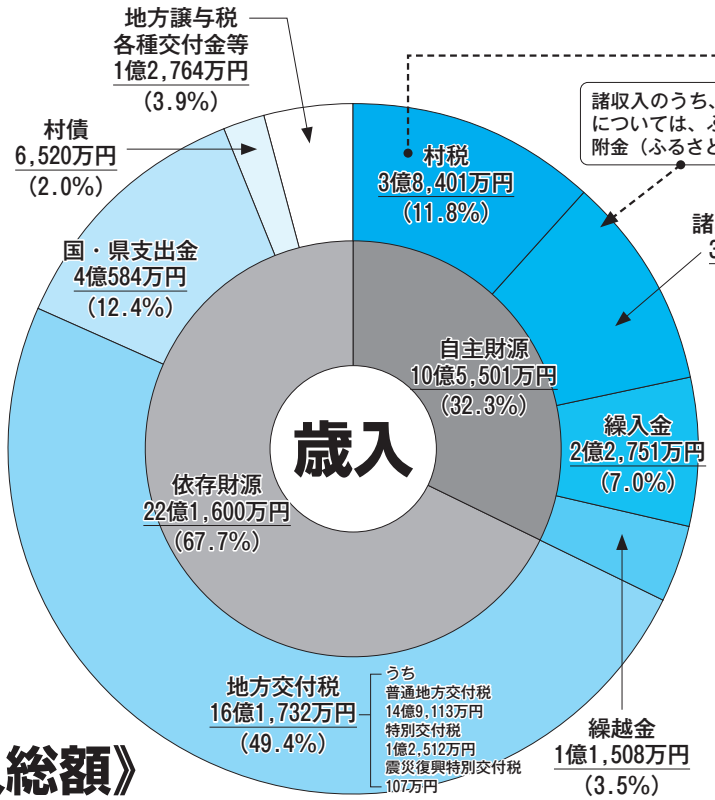
《基金積立及び村債借入の状況》
（特別会計を含む全額）

○基金積立金状況
- 令和６年度末現在高 17億5,964万円
- ⬇
- **令和７年度末現在高 17億5,626万円**

※うち財政調整基金 5億5,078万円
※うちふるさと創生基金 2億5,556万円

○村債借入状況
- 令和６年度末現在高 28億3,860万円
- ⬇
- **令和７年度末現在高 24億5,140万円**

前年度から3億8,720万円の減



普通会計《歳入総額》
32億7,101万円
（前年度比1.8%増）

《村税の内訳》

○村民税（構成比）
1億6,653万円（43.4%）
※対前年度比＋36.2%

○固定資産税
1億7,250万円（44.9%）
※対前年度比＋1.2%

○軽自動車税
1,668万円（ 4.3%）
※対前年度比＋1.8%

○村たばこ税
2,830万円（ 7.4%）
※対前年度比－0.5%

※村税合計（国保税除く）の対前年度比は **4,648万円（13.8%）の増**

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	公営企業等における資金不足比率
令和7年度	—	—	11.2%	—	—
令和6年度	—	—	11.5%	—	—
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%	20.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%		
各財政指標の解説	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ※黒字のため今回数値なし	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率 ※黒字のため今回数値なし	一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の財政標準規模に対する比率 ※前年度比−0.3%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※マイナスのため今回数値なし	各公営企業等会計における資金不足の比率 ※黒字のため今回数値なし

「地方公共団体財政健全化法」に基づく令和7年度決算の健全化判断比率（湯川村の財政指標）は次のとおりです。実質公債費比率につきましては、昨年から0・3ポイント減少し11・2%となり、全て基準を下回っており良好な状態です。今後もこの状態を維持できるよう、より一層、健全な財政運営に努めていきます。

※今回使用している各数値については、墓地事業特別会計分を含んだ普通会計として、国の「地方財政状況調査（決算統計調査）」の算出基準により算出した数値であり、実際の各会計の決算書の数値と差異があります。

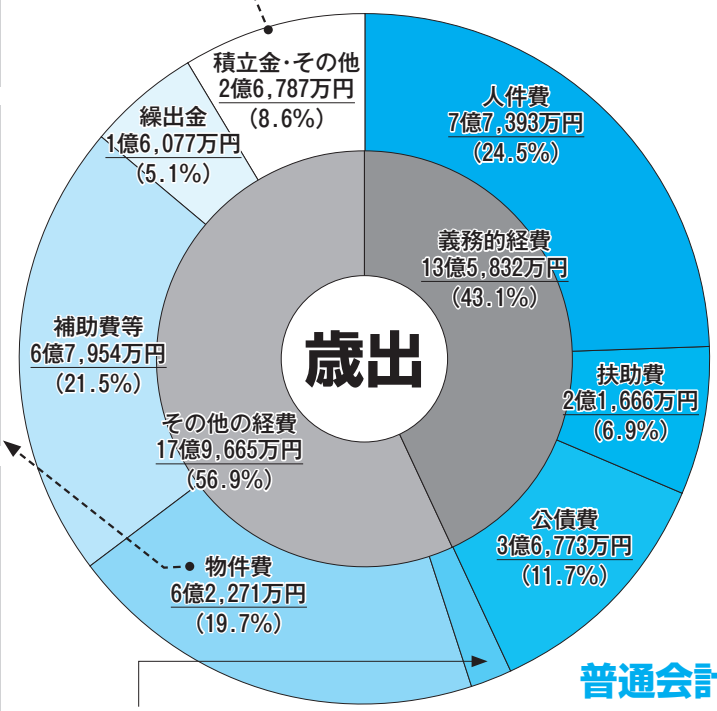
令和7年度各会計の決算状況

※「墓地事業特別会計」分は「普通会計」に含んでおります。

会計名	歳入 (A)	歳出 (B)	翌年度に繰越すべき財源(C)	実質収支額 (A)−(B)−(C)
普通会計 ①（対前年度比）	32億7,101万円 (101.8%)	31億5,497万円 (101.9%)	2,123万円 (107.4%)	9,481万円 (99.5%)
特別会計 ②（対前年度比）	8億5,683万円 (102.1%)	8億1,490万円 (102.5%)	—	4,193万円 (95.0%)
1 国民健康保険	3億2,590万円 (104.4%)	3億1,330万円 (101.3%)	—	1,260万円 (422.8%)
2 介護保険	4億7,962万円 (98.8%)	4億5,058万円 (101.5%)	—	2,904万円 (71.1%)
3 後期高齢者医療	5,131万円 (122.7%)	5,102万円 (122.9%)	—	29万円 (96.7%)
合計 (①+②)	41億2,784万円 (101.9%)	39億6,987万円 (102.0%)	2,123万円 (107.4%)	1億3,674万円 (98.0%)

（ ）内は対前年度比

※グラフは、決算統計による普通会計分における義務的経費、投資的経費の状況及び人件費や物件費等性質別歳出の状況を表しています。



投資的経費 6,576万円 (2.0%)
うち 普通建設事業費 5,437万円 / 災害復旧事業費 1,139万円

《主な基金積立額》

○財政調整基金
4,832万円
○ふるさと納税基金
7,879万円

《主な物件費》

○標準化対応業務委託料
9,235万円
○農家応援事業委託料
6,148万円
○生活応援商品券事業委託料
1,829万円

《主な建設事業等》

○車道用除雪機購入費
2,046万円
○福島県総合情報通信ネットワーク更新に係る工事費負担金
710万円
○Jアラート受信機更新工事請負費
325万円

《目的別歳出決算》

○総務費
8億6,287万円(27.1%)
○民生費
6億 194万円(19.1%)
○教育費
4億3,463万円(13.8%)
○公債費
3億6,773万円(11.7%)
○農林水産業費
2億 489万円(6.5%)
○土木費
2億7,973万円(8.9%)
○衛生費
1億4,121万円(4.5%)
○消防費
1億3,527万円(4.3%)
○議会費
4,915万円(1.6%)
○商工費
6,616万円(2.1%)
○災害復旧費
1,139万円(0.4%)

普通会計《歳出総額》

31億5,497万円
（前年度比1.9%増）

令和7年度　下水道事業会計の決算報告

○事業の概要

令和７年度は２１１，１６９㎥の汚水を処理しました。汚水処理設備の維持管理は、下水道管やマンホールの点検・清掃を行い、マンホールポンプ場や下水処理場の電気・機械設備の点検・修繕・更新を行いました。

○汚水処理の状況

年度末処理人口(人)	年度末接続人口(人)	年間有収汚水量(㎥)
2,916（△45）	2,142（△12）	200,293（2,825）

※括弧内は前年度比各増減です。

○決算の状況

予算の執行状況

収益的収支（消費税込み）**資本的収支**（消費税込み）

収入　2億4,799万円	
下水道使用料	4,426万円
国補助金・一般会計からの繰入金	9,802万円
長期前受金戻入	1億384万円
その他の収入	187万円
支出　2億3,205万円	
人件費や設備の維持管理費	9,132万円
減価償却費	1億2,870万円
借入金の利息	1,083万円
その他の支出	120万円

収入　6,116万円	
一般会計からの繰入金	5,996万円
受益者負担金・分担金	120万円
支出　9,920万円	
設備の更新費など	347万円
借入金の返済	9,571万円
基金への積立	2万円

【収入不足額　3,804万円】

※収入不足額は内部留保資金や減債積立金等で補填しました。

損益計算書（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

収益	
営業収益	4,028万円
営業外収益	2億192万円
特別利益	177万円
合計	2億4,397万円

費用	
営業費用	2億1,292万円
営業外費用	1,511万円
特別損失	0万円
合計	2億2,803万円

【当年度純利益　1,594万円】
【前年度繰越利益剰余金　413万円】
【その他の未処分利益剰余金変動額　1,097万円】
【当年度未処分利益剰余金　3,104万円】

※当年度未処分利益剰余金のうち804万円を減債積立金に積み立てました。

貸借対照表（令和8年3月31日時点）

資産	
固定資産	38億4,204万円
流動資産	3,549万円
資産合計	38億7,753万円

負債	
固定負債	4億2,870万円
流動負債	1億1,954万円
繰延収益	30億4,131万円
負債合計	35億8,955万円
資本	
資本金	2億3,838万円
剰余金	4,960万円
資本合計	2億8,798万円
負債資本合計	38億7,753万円

○企業債

当年度借入高	当年度償還高	償還残高
440万円	9,571万円	5億2,477万円

村職員の給与・定員状況をお知らせします

村職員の給与は、国の人事院勧告及び県や他の地方公共団体などとの均衡を考慮しながら、村議会の承認を得て条例で定めることになっています。

村職員の給与や職員数などの実態を広く知っていただくために、その内容についてお知らせします。

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	6年度の人件費率
７年度	R8.3.31 人 2,916	千円 3,154,971	千円 94,813	千円 773,925	% 24.5	% 23.2

（注）人件費には、特別職や会計年度任用職員に支給される給料、報酬等を含みます。

（２）職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
８年度	人 56	千円 231,835	千円 34,174	千円 100,501	千円 366,510	千円 6,545

（注）職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です（会計年度任用職員を除く）。

（３）職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	円 336,100	歳 41

（４）職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区	分	初任給
一般行政職	大学卒	236,700円
	短大卒	220,400円
	高校卒	204,000円

（５）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区	分	経験年数10年以上～15年未満	経験年数15年以上～20年未満	経験年数20年以上～25年未満
一般行政職	大学卒	301,100円	341,700円	396,900円
	高校卒	270,200円	—	—

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間の職歴などのある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

（６）等級及び職制上の段階ごとの職員数の状況（令和8年4月1日現在）

等級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
等級別基準職務表に規定する基準となる職務	(1)主事または技師の職務	(1)主査または技査の職務	(1)困難な業務を行う主査または技査の職務 (2)長の事務部局の本庁係長の職務	(1)主任主査または主任技査の職務 (2)長の事務部局の本庁の困難な業務を行う係長の職務	(1)主幹の職務	(1)長の事務部局の本庁課長の職務	
内訳	主事8人 保健技師2人	主査6人 技査1人 教諭1人	係長3人 主査9人 保健技師1人 教諭1人 保育士3人	主任主査兼係長3人 主任主査2人 主任教諭1人 主任保育士1人	主幹兼係長6人 主幹1人 主幹保健技師1人 主幹教諭1人 保健センター所長1人 保育所長1人 幼稚園長1人	会計管理者1人 課長3人 次長兼課長1人 課長兼公民館長1人 事務局長1人	
職員数	10人	8人	17人	7人	12人	7人	61人
構成比	16.4%	13.1%	27.8%	11.5%	19.7%	11.5%	100.0%

（注）職員の代表的な職種である一般行政職に適用されている級別の標準職務とその職員数及び構成比です。

（７）職員手当の状況（職員には、次のような手当が主に支給されています。）（令和8年4月1日現在）

期末手当 勤勉手当	（８年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.2625月分　1.0625月分 12月期　1.2625月分　1.0625月分 計　2.525月分　2.125月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置有り	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当 土日の勤務は振休制をとっています （令和8年4月　職員一人当たり平均月額31,800円）
退職手当	（支給率）　自己都合　定年・勧奨 勤続20年　19.6695月分　24.586875月分 勤続25年　28.0395月分　33.27075月分 勤続35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度額　47.709月分　47.709月分	扶養手当	子13,000円、父母等6,500円 扶養親族のうち満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算
		住居手当	借家：月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円～ 28,000円
		通勤手当	交通用具使用者 通勤距離に応じて3,000円～ 77,000円

（８）特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当
給料	村長	726,000円	（8年度支給割合） 6月期　12月期　計 1.75月分　1.75月分　3.5月分
	副村長	580,000円	
	教育長	553,000円	
報酬	議長	261,000円	（8年度支給割合） 6月期　12月期　計 1.75月分　1.75月分　3.5月分
	副議長	216,000円	
	議員	196,000円	

（９）部門別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

部門＼区分		職員数			対前年増減数			主な増減理由
		令和６年	令和７年	令和８年	令和６年	令和７年	令和８年	
一般行政部門	議会	1	1	1				
	総務企画	12	11	11		-1		
	税務	3	3	3				
	民生	9	9	9	-1			
	衛生	5	5	6			1	子ども家庭センター設置のための保健師の人員増
	労働							
	農林水産	5	5	5				
	商工	3	3	3				
	土木	4	4	4	1			
	小計	42	41	42	0	-1	1	
特別行政部門	教育	13	14	13		1	-1	複合施設建設事業延期のための人員減
普通会計計		55	55	55	0	0	0	
公営企業等会計部門	水道							
	下水道	1	1	1				
	国保	2	2	2				
	介護	2	2	2				
	その他		1	1		1		
	小計	5	6	6	0	1	0	
合計		60	61	61	0	1	0	

（10）職員の服務の状況（令和7年度）

①営利企業等の従事に関する許可の状況……該当なし
②職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況……17件
（主な免除事由）
・地方公務員法第42条に基づいて実施される厚生事業への参加など

（11）職員の研修の状況

研修開催状況（令和7年度）

区分	件数	参加者数(延べ人数)
各種研修	8	20人

※内部研修を除きます。

（12）職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の健康の保持増進対策（令和7年度）

種類	受診者数
生活習慣病予防健診	46人
人間ドック	15人

②公務災害等の発生状況
・令和7年度における公務災害……0件

（13）職員の分限及び懲戒処分の状況

令和7年度……該当なし

（14）勤務条件に関する措置の要求

令和7年度……該当なし

（15）不利益処分に関する不服申し立て

令和7年度……該当なし

戸籍証明書・住民票の広域交付について

お近くの市町村の窓口において、戸籍謄本等の戸籍証明書や住民票を取得できますので、ぜひご利用ください。

戸籍証明書の申請について

請求できる方

- 戸籍に載っている本人
- 配偶者
- 直系尊属（父母、祖父母など）
- 直系卑属（子、孫など）

※きょうだいの戸籍や配偶者の父母の戸籍は広域交付の請求ができません。
※代理人請求や第三者請求は広域交付の対象外となります。

必要書類

- 請求する方の本人確認書類（官公庁発行の写真付きの身分証明書）
 例：マイナンバーカード、運転免許証　等

※資格確認書や年金手帳など顔写真のない身分証明書では広域交付の請求ができませんのでご注意ください。

戸籍の請求ができる戸籍証明書の種類

- 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 除籍謄本（除籍全部事項証明書）
- 改正原戸籍謄本

※戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、除籍抄本（除籍個人事項証明書）の請求はできません。
※戸籍の附票、身分証明書、独身証明書の請求はできません。

注意事項

広域交付による請求は発行まで時間がかかる場合があります。請求される戸籍証明書の種類によっては即時交付ができず、後日の交付となる場合がありますのでご了承ください。

住民票の申請について

請求できる方

- 本人または同一世帯人

※代理人請求や第三者請求は広域交付の対象外となります。

必要書類

- 請求する方の本人確認書類（官公庁発行の写真付きの身分証明書）

※記載されている住所が住民登録の住所と違う場合には申請することができません

記載内容

- 氏名、住所、生年月日、性別、住所を定めた日、届出日、住民となった日

※希望により、世帯主、世帯主との続柄、住民票コード、マイナンバー、在留情報(外国人の方のみ)も記載することができます。
※広域交付の住民票には、本籍、筆頭者、転居については記載されません。
※転出した方、死亡した方の除かれた住民票（除票）は発行できません。

◎**お問い合わせ先**　住民課 福祉係　☎０２４１－２７－８８１０

11月30日（いいみらい）は「年金の日」です!!

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、持ち主不明記録検索では、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、国民年金保険料の口座振替申出等の電子申請やe-Taxでの確定申告で利用可能な控除証明書等の電子データの取得ができます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）
http://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/n_net/

日本年金機構
ホームページ▶

令和９年度「湯川村保育所入所児」及び「ゆがわ幼稚園入園児」を募集します!!



子ども・子育て新制度について

子ども・子育て新制度により、新たに保育所や幼稚園などの施設の利用を希望する場合、保護者の方は湯川村に申請をして教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分は、下表のとおり３つあり、希望施設の区分の認定を受けることで利用が可能となります。

○認定区分

認定区分	保育の必要性	年齢区分	利用内容 ※１	利用施設
１号認定	無	満３歳以上	教育標準時間 ※２	ゆがわ幼稚園
２号認定	有	満３歳以上	保育標準時間 (保育短時間)	
３号認定	有	満３歳未満	保育標準時間 (保育短時間)	湯川村保育所

※１　利用内容は、保護者の就労状況等により、保育標準時間では最大１１時間まで、保育短時間では最大８時間まで、利用可能な時間が区分されます。

※２　必要に応じ、預かり保育に関する認定申請を行うことで、預かり保育を利用することができます。

○認定申請の手続き

① 新しく湯川村保育所またはゆがわ幼稚園への入所・入園を希望される方
入所・入園申込の際、同時に認定の申請をしていただきます。
詳しくは、各施設にお問い合わせください。

湯川村保育所 ☎0241-27-3113　**ゆがわ幼稚園 ☎0241-27-5205**

② 現在、湯川村保育所またはゆがわ幼稚園を利用し、引き続き利用を希望される方は、手続き不要です。

湯川村保育所入所について

令和９年４月からの入所を希望される方、令和９年度中の途中入所を希望される方は、入所または入所予約の申込をお願いします。入所予約対象児には“出生予定児”も含みますので、妊娠中の方も忘れずに入所の申込をお願いします。(年度途中での新規受け入れは定数内のみとなります。)

１　入所対象児及び入所予約対象児（認定区分「３号認定」）

（１）入所対象児　０歳児…令和８年４月２日～１０月１日生まれ
(満６ケ月からの入所となります。)
１歳児…令和７年４月２日～令和８年４月１日生まれ
２歳児…令和６年４月２日～令和７年４月１日生まれ

（２）入所予約対象児……令和６年４月２日～令和９年９月３０日生まれ
※出生予定児（妊娠中）・育児休業復帰予定者も含む

２　定　　員　８０名（入所対象児及び入所予約対象児）

３　保育時間　午前８時３０分～午後４時３０分
（勤務時間により最大午前７時３０分～午後６時３０分までの利用も可能です）
４　保 育 料　村内在住者の方は申請書をいただければ、保育料は無料となります。
５　受付期間　令和８年１１月９日(月)～１１月２０日(金)（平日のみ）
※各種提出書類を上記の期間内に提出してください。
６　受付時間　午前１０時～午後５時３０分
（入所予約対象児も、この期間に必ず予約の申込をしてください。）
７　申込・お問い合わせ先　湯川村保育所　☎０２４１－２７－３１１３
８　そ の 他　入所にあたり、ならし保育も行っています。来所される前に必ずご連絡ください。

ゆがわ幼稚園入園について

１　入園対象児　**（認定区分「１号認定」）**
年少組…令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれ
年中組…令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ
年長組…令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれ
２　定　　員　各組３５名
３　募集人員　年少組３５名、年中組及び年長組については若干名
４　教育時間　午前８時３０分～午後１時３０分
５　授 業 料　無料
６　給 食 費
- 月額３，５００円程度（クラスにより若干の差異があります。）
- 副食給食のため、通常はご飯だけをお持ちいただき、おかず、汁物、牛乳を園で提供します。また、月に１回完全給食（行事食）を実施します。
- 毎週水曜日は「愛情弁当の日」としてお弁当を持参していただきます。

７　通　　園　無料送迎バスあり（村内の幼児に限る）
８　受付期間　令和８年１１月９日(月)～１１月２０日(金)（平日のみ）
※各種提出書類を上記の期間内に提出してください。
※入園願書受付時に制服採寸を行いますので、受付がスムーズに進められるよう、入園願書受付希望日の書類を１１月５日(木)までに提出してください。
９　受付時間　午後２時～午後５時３０分
10　申込・お問い合わせ先　ゆがわ幼稚園　☎０２４１－２７－５２０５
※令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれのお子さんがおられる村内在住の保護者には、郵送または湯川村保育所を通して「入園願書等」をお届けします。
11　預かり保育
① 有料で実施しますが、村で保育の必要性を認定されれば、国の上限内で無償となります。入園に関する認定と預かり保育に関する認定の２つの認定申請を行ってください。
② 登園前の預かり保育は、午前７時３０分から開始します。
③ 降園後の預かり保育は、午後６時３０分まで行います。
④ 預かり保育利用者の通園は、保護者で送迎となります。（②を利用しない場合、朝の登園バスは可）
⑤ 登園前だけの保育は、月額１，０００円です。登園前と降園後を併せた保育は、午後６時までの場合、月額４，０００円、午後６時３０分までの場合、月額４，５００円です。
⑥ 必要に応じて、一時預かり保育も行っています。
⑦ 土曜日・長期休業日について、預かり保育（午前７時３０分～午後６時３０分）を実施しております。長期休業中は、完全給食（有料）を提供しています。

～村外の保育所・幼稚園を希望される方へ～

村外の施設の利用を希望される場合も、子ども・子育て新制度により、保護者の方は湯川村に申請をして認定を受ける必要があります。希望される自治体・施設・事業によって、必要な認定の種類や提出期限が異なりますので、個別にご相談ください。
◎**お問い合わせ先**　教育委員会 学校教育課　☎０２４１－２７－２２５０

セルフメディケーションをご存じですか？

❶ セルフメディケーションって何？

自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。

❷ セルフメディケーションを行うには何をしたらいいの？

●適度な運動、バランスの取れた食事、十分な睡眠・休息を心がけ、体調管理（体温・体重・血圧等の測定、健康診断受診等）を継続するなど、日頃から健康を意識することです。
⇨健康の維持、生活習慣病等の予防や改善・重症化予防、ひいては健康寿命の延伸を目指すこととなります⇨結果的に、医療費の節約につながります。
●軽度な身体の不調を手当するためには、市販薬を使用したり、症状の改善が思わしくない場合には医療機関等を受診したりしましょう。

❸ 薬にはどんな種類があるの？

●市販薬…セルフメディケーションで使用する【薬】
薬局やドラッグストアで、処方箋なしで買える薬です。
『OTC医薬品（要指導医薬品・一般用医薬品）』
と言われています。
●処方薬
医療機関を受診して、医師や歯科医師が処方する薬です。
『医療用医薬品』と言われています。



〈識別マーク〉
セルフメディケーション 税 控除 対象

※製品は順次マーク付きに置き換わっていきますが、マークなしでも同じ製品は制度の対象となります。

❹「かかりつけ薬剤師」を持ちましょう！

●症状に合った薬を正しく使うことが大切です。
今の症状にはどのような薬が良いのか？どのくらい様子を見て受診をするべきか？　等
⇨ふだんから気軽に相談できる『かかりつけ薬剤師』を持ちましょう。
⇨お薬手帳を活用しましょう。

❺ セルフメディケーション税制ってなに？

●健康診断・予防接種等を受けている人が、指定された市販薬＊を購入することで、所得控除が受けられる税制です。（特定の医薬品購入に対する税制「医療費控除の特例」）
●所得控除には一定の条件がありますが、誰でも申請できます。

★日本一般用医薬品連合会ＨＰ「知ってトクする！セルフメディケーション税制
https://www.jfsmi.jp/lp/tax/declare/
★国税庁ＨＰ「No.1129 特定一般用医薬品等購入費を支払ったとき（医療費控除の特例）【セルフメディケーション税制】
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1131.htm

＊指定された市販薬：要指導医薬品・一般用医薬品のうち、医療用医薬品から転用された成分を含む医薬品として、指定されたもの。

‥病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったら救急電話相談をご利用ください‥

小児救急電話相談

15歳未満の方　＃8000

つながらないときは ☎024−521−3790

夜間にお子さんの症状に応じた対処の仕方や受診させるかの判断について、電話で専門家がアドバイスします。

午後６時～翌朝８時まで／365日 電話対応

大人の救急電話相談

15歳以上の方　＃7119

つながらないときは ☎024−524−3020

急な病気やけがをした際の応急方法、救急要請の判断に迷ったときに電話で専門家が対応します。

24時間 365日 電話対応

福島県救急電話相談・福島県こども救急電話相談

ほっと相談会

こんなことで悩んでいませんか？ご自身のこと、ご家族や知り合いの方で

- 眠れない、気分が沈みがちである
- 気力がなくなった、くよくよする
- 対人関係で困っている
- お酒のことで困っている
- ひとり言やひとり笑いがある、奇妙な行動がある
- 長期間ひきこもっている
- 精神的な病気かどうか知りたい
- 社会復帰の方法を知りたい　など

ひとりで悩まず、相談してみませんか？

面接相談は予約制となっております。
開催日の1週間前までにお申し込みください。

月　日	時　間	担　当
１１月６日(金)	１３：３０～１６：３０	精神科医師
１２月４日(金)	１３：３０～１６：３０	公認心理師

○会　　場　湯川村保健センター（自宅へ伺うこともできます！）
○相談方法　精神科医師、公認心理師による個別相談　精神科医師（竹田綜合病院 上島雅彦氏）
　公認心理師・臨床心理士（会津医療センター 桧木雄史氏）
○相談時間　１人１時間程度（１回の開催につき３名までとなります）
○相談費用　無料
○そ の 他　個人の秘密は守られます。
○申 込 先　住民課 保健センター
　☎０２４１－２７－３１１０　メール　hoken-c@vill.yugawa.fukushima.jp

相談無料
※別途通信料はかかります

～湯川村ほっとライン開設～　心の悩みを抱える方のための相談電話です
ひとりで悩まないで、もっとあなたの声を聴かせてください。保健師が対応します。
☎０９０－１１７６－１４４７（平日午前８時３０分～午後５時１５分）

農業者年金で安心 豊かな老後を

農業者年金は、自らが積み立てた保険料等（年金給付原資）により将来受け取る年金額が確定する安心の年金制度です。

◆以下３つの要件を満たす方が加入できます。

①国民年金第１号被保険者
　（保険料納付免除者は除く）
②年間６０日以上農業に従事
③原則２０歳以上６０歳未満の方
　（６０歳以上の国民年金任意加入者は可）

詳しくは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。

全国農業新聞

読んでみませんか？

農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が、農業者の視点でお届けする週刊の農業総合専門紙です。

お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで。

◆発行日：月４回金曜日
◆購読料：新聞本紙　月額９００円
　　電子新聞　月額７００円
※新聞本紙を購読されている方は電子新聞も閲覧可能です。

Jアラートの情報伝達訓練について

地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおりJアラート（全国瞬時警報システム）の情報伝達訓練が行われます。

村では、防災行政無線を用いて屋内外で一斉に訓練放送されるほか、登録制メールの配信を行います。お間違えのないようご注意ください。

【訓練実施日時：令和８年１１月１１日(水) 午前１１時】

放送内容

上りチャイム音 ▶ ①「これは、Jアラートのテストです」×3回 ②「こちらは、防災湯川広報です。」 ▶ 下りチャイム音

※Jアラートは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から瞬時にお伝えするシステムです。
◎お問い合わせ先　総務課 総務係　☎０２４１－２７－８８００

道の駅あいづ11月のイベント情報

●収穫祭in道の駅あいづ新そば祭り
会津坂下町の「そば打ち七人衆」による新そば祭りです。もりそば ９００円、鶏ごんぼそば １，０００円の他、けやき蔵・会津の地鶏やさん・会津農林高校の出店もございます。
【日時】１０月３１日(土)、１１月１日(日)
午前１０時～午後２時３０分
※なくなり次第終了
【場所】川のひろば・交流棟会議室
【主催】道の駅あいづ
道の駅あいづそば打ち七人衆
【協力】会津坂下町
(一社)会津坂下町観光物産協会

●会津中央商工物産フェア
会津坂下町商工会・あいづ商工会・湯川村商工会等各会員の物産市です。
【日時】１１月１５日(日)　午前９時～
【場所】人のひろば

●若松商業高校販売会
若松商業高校の生徒さんが、地元の企業とコラボして作った商品を販売します。
今回は太郎庵が協力し「会津をモチーフとしたお菓子」の販売をします。
【日時】１１月２１日(土)
午前１０時～午後１時
【場所】人のひろば

●ママとベビーのほんわかマルシェ「mellow marché」
mellow marchéは「いつも頑張っているママたちがほっと一息つける時間や、子育て中のご家族が安心して楽しめる場所をつくりたい」という想いから企画されています。ハンドメイド作品の販売やワークショップなどを通してゆったりとした時間をお過ごしください。
【日時】１１月２８日(土)
【場所】人のひろば

※情報は１０月上旬時点のものです。イベント内容は一部変更・中止になる場合がありますので、最新情報は道の駅あいづのHPやSNSにてご確認ください。

税の無料相談会のお知らせ

毎年１１月１１日から１１月１７日までは「税を考える週間」です。
これに伴い、東北税理士会会津若松支部では、税の無料相談会を実施致します。
○**日　時**　１１月１６日（月）午前１０時～正午　○**会　場**　アピオスペース２階研修室
○**相談料**　無料　※当日、来場順に受け付けいたします。なお、内容によっては順番が前後する場合があります。(予約不要)
◎**お問い合わせ先**　東北税理士会会津若松支部　☎０２４２－２３－７１４５

ふくしま教育週間

福島県では、１１月１日を「ふくしま教育の日」とし、１１月１日から７日までの１週間を「ふくしま教育週間」としています。それに合わせ、湯川村の小中学校も地域の方々に、さらに学校の様子を知っていただけるよう、次のとおり学校を公開します。
ぜひ、この機会に学校においでいただき、子どもたちの元気な姿をご覧いただければと思います。

●**笈川小学校　フリー参観日　１１月５日(木)**
２～４校時（午前９時２５分から１２時５分）を公開します。

●**勝常小学校　フリー参観日　１１月１０日(火)**
３～４校時（午前１０時２５分から１２時）を公開します。

●**湯川中学校　校長室開放日　１１月４日(水)・５日(木)**
午後１時から午後３時まで開放します。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

－１人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です－

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を１人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。
厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、１１月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

◎**お問い合わせ先**　福島労働局労働保険徴収室　☎０２４－５３６－４６０７

地域おこし協力隊活動報告

一条 陽誠

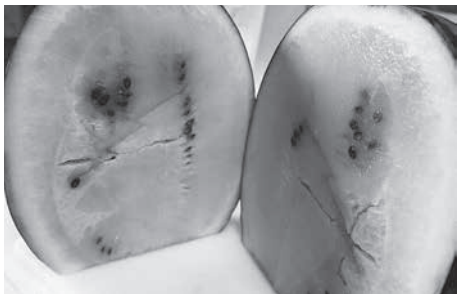


９月は、アスパラガスの管理作業を中心に、スイカやとうもろこし、えだまめなどの管理・収穫にも取り組みました。

８月、９月と雨の日が多く、圃場の管理が難しい状況が続きました。特に今年は昨年よりも雑草の生育が早く、畝間や株周りの除草が追いつかないこともありました。そこで、除草を急いですべて行うのではなく、あえて草をある程度残すことで、これまで行ってきた明渠などの排水対策と合わせて、根腐れを防ぐための一つの方法として取り入れました。圃場に降った雨を草に吸収させ、土壌中に水分が過剰に残ることを防ぐことができたと思います。

一方で、アスパラガスについては、雨や風の影響で適期に防除作業を行うことが難しく、病害を発生させてしまいました。今後は、秋の刈り取り後に残茎や残葉を適切に処理し、必要に応じてバーナー等も活用しながら、圃場に病原菌を残さないための対策を行い、来年の病害発生を抑えられるよう準備していきたいと思います。

スイカは、植え付け時期がやや遅くなりましたが、その後は順調に生育しました。今年は大玉品種の「金色羅王」と、種なし品種の「ブラックジャック」の２品種を栽培しました。植え付け前にはミネラル資材やカニ殻を施用し、追肥は加里肥料を中心に行いました。合計７株を４本仕立てとし、着果管理を行いました。スイカ栽培では、収穫適期の見極めが難しく、何度か未熟な果実を収穫してしまいました。来年は、人工授粉を行った際に日付を記入したテープを付けるなど、着果日を記録し、収穫時期を判断する目安を作ることで改善していきたいと思います。



とうもろこしについては、アスパラガスの倒伏対策として風よけの役割も期待し、圃場の端に畝を配置しました。生育したものは適宜収穫することができ、白く大粒で、甘みのあるおいしいとうもろこしを収穫することができました。えだまめについても管理・収穫を行いました。

１０月は、稲刈りやアスパラガスの最終管理など、秋の作業が続きます。天候に左右される場面もありますが、今年の栽培で得た経験を来年の圃場管理や栽培方法の改善につなげながら、引き続き活動していきたいと思います。

馬場 雄基

湯川ファームにて研修中の馬場です。研修内容として８月は先月に引き続き除草、９月は稲刈りを中心にお世話になりました。

トラクター除草（オフセットモア）とウィングモアを使用して畦畔を綺麗に、稲穂より高く伸びたヒエやクサネムを取り除き、いつでも稲刈り可能な状態を保つように心掛けながら作業しました。

そんな除草作業も終わりを告げ、季節は９月に入り、稲はいつでも刈ってくれと言わんばかりに頭を深く垂れていました。しかし天候が安定せず、コンバインが田には入れない状態が続き、非常にもどかしい日々でした。それでも台風が過ぎ、ようやく９月末に収穫を始めることができました。倒伏が少なくファームとしては一先ず安心です。

また９月２５日(金)には湯川中学校生徒達による稲刈り体験授業が行われ、ファーム社員や私もお手伝いしました。

我々は生徒さんが手刈りしたものを脱穀する作業をしていました。その際「お願いします！」「ありがとうございます！」などと目を見て渡してくれた生徒さんもおり、礼儀正しいと感心しました。やはり言葉を掛けてもらう瞬間があると嬉しいものです。

農業の現場では稲との対話、野菜との対話をするように作物の生育や天候を考慮し、この先どう管理していくのかを修正していきます。



一人での作業となれば、作物の事ばかり考えがちです。しかし今回、私自身が生徒さんと共に農作業する中で、声の掛け合い・助け合い・学び合いながらの収穫体験はお互いにとって良い刺激になったと思います。これからも稲作の技術だけでなく、地域との関わり合いを大切にしつつ、地域おこし協力隊を通して様々なことを学びながら活動していきたいと思いました。

秋の防火パレードを実施します！

１１月８日(日)午前９時３０分より、湯川村消防団の消防車両による秋の防火パレードを実施します。各地区の消防屯所前で停車しますので、お子さんがいらっしゃる家庭などぜひ近くでご覧ください。なお、パレードの車両には十分ご注意ください。

消防署からのお知らせ



令和８年度 秋季全国火災予防運動 11月9日～11月15日



全国統一防火標語　**火の確認 いい日を支える いい習慣**

地震火災に備えて　**“感震ブレーカー”をつけていますか？**

◀詳しくはこちら

住宅防火 いのちを守る７つのポイント　**３つの習慣・４つの対策**

３つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置し、適切に維持する。
○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置し、使用方法を学ぶ。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災・救急・救助・その他の災害は【１１９】
届出・その他のお問い合わせは会津若松消防署十文字出張所　☎ 0242−75−2151　FAX 0242−75−2196

警察署からのお知らせ

こどもの性被害撲滅のために

SNSやオンラインゲームなどの利用を通じて、性犯罪に巻き込まれるこどもたちが増えています！！

SNSの相手は本当に安全？

SNSで知り合った相手は、悩み相談を聞くなど、優しいふりをしていても、後から裸の画像を要求してきたり、実際に会ってわいせつなことをしようと考えている危険な人かもしれません。

恋人・友達は本当に安全？

恋人や友達から、絶対拡散しないと言われ、裸の写真を送るように要求されても絶対に送ってはいけません。裸の写真を送る行為は、法に触れる可能性もあり、写真が拡散されてしまえば、全てを回収や削除することは困難です。

○保護者の皆様へ…子どもをトラブルや犯罪から守るためには、日頃から子どもとのコミュニケーションを大切にし、インターネットに潜む危険性を教えていくことが大切です。スマートフォンなどを利用させる際は、被害防止のため下記の対策をお願いします。

①フィルタリングの利用
子どもの年齢に応じたフィルタリングを活用し、危険なサイトにアクセスさせないなど安全対策を講じましょう。

②家庭でルール作り
個人情報や写真をSNSに載せない、知らない人と連絡を取らない、その他利用時間や課金について、スマホ利用時のルールを作りましょう。

③スマホの約束６か条を守る

スマホの約束６か条

あ 会わないで！（知らない人と）
と 撮らないで！（自分の裸を）
が 画像を送らないで！
こ 個人情報を載せないで！
わ 悪口を書き込まないで！
い いじめないで！（ネットを使って）

湯川村内街頭犯罪等発生状況（令和８年９月30日現在）

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯										知能犯	風俗犯	その他の刑法犯			合計
			侵入窃盗				非侵入窃盗				乗り物盗							
			空き巣	事務所荒し	出店荒し	その他	車上ねらい	万引き	さい銭ねらい	その他	自転車盗	その他			器物損壊	住居侵入	その他	
湯川村			1			2		3		2	1							9
管内	1	6	1			4	1	8	2	10	3		1		5		2	44

「凶悪犯」…殺人・強盗・放火・不同意性交等
「粗暴犯」…暴行・傷害・脅迫・恐喝
「知能犯」…詐欺・横領・文書偽造など
「風俗犯」…公然わいせつ・不同意わいせつなど

外出する際はしっかり戸締まりをしましょう。
また、不審者や不審車両を見かけたら、すぐに通報してください。
※上記発生件数は、令和８年１月１日からの累計数となっています。

戸籍の窓口

（９月受付）

謹んでお悔やみ申し上げます

（地区）	（本　人）	（年齢）
上樽川	一条クニ子	90歳
佐　野	高畑喜エ門	78歳
佐野(中ノ目)	長谷川銀子	101歳
高　瀬	五十嵐初枝	92歳

※この欄に掲載を希望しない方は、住民課福祉係へ申し出てください。

毎月「第３日曜日」は「家庭の日」です

家庭の話し合い、一緒の食事の励行、親子ふれあい運動を実施しましょう。

あいさつ運動

あ かるく
い つでも
さ きに
つ づけて

一声運動を普及しましょう。

湯川村青少年育成村民会議

村内の交通事故

	令和８年９月	令和８年累計	令和７年(1月～12月)
人身事故	0	3	3
物損事故	5	54	91
合　計	5	57	94
死亡者	0	0	0
傷　者	0	4	3
交通死亡事故ゼロ日数（令和８年９月30日現在）			3302日

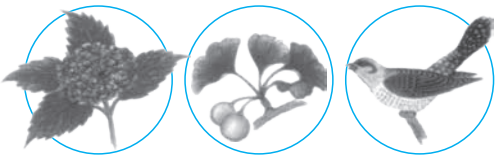
11月の行事予定

1日(日)湯川村産業文化祭
交通事故ゼロ
歩行者優先の日
3日(火)文化の日
8日(日)消防団秋の防火パレード
23日(月)勤労感謝の日

人の動き（９月１日現在）

	総人口(前月比)
総人口	2,885人（△ 9）
男	1,394人（△ 6）
女	1,491人（△ 3）
世帯数	1,038世帯（△ 1）

村の花　村の木　村の鳥



アジサイ　イチョウ　カッコウ

村民の文芸 発表のひろば

湯川俳句会

芙蓉咲く母の笑顔に相似たり
老ひに行く我が身体のはがゆかさ　小林喜久雄

秋彼岸遺品の時計我が腕に
江ノ電の沿線巡る夏帽子　吉良　成子

秋の蝶風に逆らう昼下り
夏枯れの心満たせぬ空虚かな　鈴木智恵子

さんま焼くどこかほのぼの夕になり
木に潜む雀台風去りし後　鈴木　静代

焼き藷や就活談義振り出しに
秋日和寝落ちの猫の長欠伸　小野　比呂

拾はすにゴールする子ゐて運動会
長雨に負けずがんばれコンバイン　坂内まんさく

沃野湯川会

我一人二百十日の願い事
神に頼みし秋じまいの無事　兼子　春江

布団らは圧縮されて板のごと
積まれしばしの夏ごもりなり　小林　和子

そば播きに手こずりすれど純白の
花を楽しむ秋はもうすぐ　菅沼　弘志

子に送る野菜の中に「元気かよ」の
一筆箋をそっと入れやる　鈴木　悦子

ミンミンと暗い内よりせみの声
晩夏に消えるはかない命　鈴木トシ子

コスモスの黄の花ゆれるを庭にみて
花かんざしの孫はまぼろし　吉田　妙子

桜木師のシベリアの記を開きしは
死へのむごさと命を読みつ　渡部　邦子

編集発行
湯川村総務課　〒969－3593
福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀞18番地
TEL 0241－27－8800
FAX 0241－27－3760
ホームページアドレス https://www.vill.yugawa.fukushima.jp
メールアドレス yugawa@vill.yugawa.fukushima.jp



もうすぐ1才になります

上野 惺椰（せな）くん

清らかで穏やかな優しい心を持ち、輝かしい幸せに満ちた人生を歩んでいけますように願いを込めました。

もっと健康になるための栄養ワンポイントアドバイス

新米のごはんに合う鮭料理　～美味しいごはんを食べて自律神経を整えましょう～

朝晩の大きな寒暖差や日照時間の減少、気圧の変化などにより、11月は自律神経のバランスが最も乱れやすいといわれています。自律神経は、私たちの意思とは関係なく、呼吸や体温、血圧、心拍、消化などを調整している神経です。自律神経は全身に張りめぐらされていて、その中枢は脳の視床下部にあり、ストレスや環境の変化などに応じて体を微調整しながら、全身を最適な状態に保っています。自律神経が乱れないように、食事は１日３食なるべく決まった時間にとり、美味しい新米を食べて心身ともに元気に過ごしたいですね。

自律神経を整えるのに摂りたい主な食品
- 豚肉、鶏ささみ、レバー、青魚、鮭、卵、大豆製品（納豆や豆腐）、乳製品（ヨーグルト）
- トマト、なす、ほうれん草、海藻類
- バナナ、アーモンド、くるみ
- 発芽玄米、発酵食品

主菜　旬の鮭のみそマヨホイル焼き

［材料／４人分］

生鮭	８０ｇ／４切
酒	少々
生しいたけ	４～５枚
まいたけ	１パック
たまねぎ	中玉１／２個
こねぎ	適量
A みそ	大さじ１と１／２
A マヨネーズ	大さじ１と１／２
A 砂糖	小さじ１
A みりん	小さじ１



作り方
①玉ねぎとしいたけは薄切り、まいたけはほぐす。
②鮭に酒を少々ふっておく。Aの材料を混ぜ合わせる。
③アルミホイルに鮭をのせ、玉ねぎときのこ、Aの順番にのせ、しっかり包む。
④フライパンに少量の水を入れて③を並べてふたし、中火にかけて沸騰してから１５分蒸し焼きにする。
⑤鮭に火がとおったら、小口切りにしたこねぎを散らす。

副菜　りんごとさつまいもの白和え

［材料／６人分］（作りやすい分量です）

もめん豆腐	１丁（３００ｇ）
りんご	１／２個
さつまいも	小１本（２００ｇ）
B 塩	小さじ１／３
B すり白ごま	大さじ１と１／２
B 砂糖	ひとつまみ
B りんご酢	大さじ１



作り方
①もめん豆腐は、キッチンペーパーに包んで重石をのせ、１時間ほどおいてしっかり水きりする。
豆腐をボウルに入れ、なめらかになるまですりつぶし、Bを加えてよく混ぜる。
②りんごは、皮つきのまま薄いいちょう切りにし、塩水にさらしたあと水気をきる。
③さつまいもは、皮つきのまま１cm角に切り、水にさらしたあと、ラップをして電子レンジ（６００W）で２分ほど加熱する。
④①にりんごとさつまいもを加えてあえる。

食に関するご相談は、管理栄養士が随時対応いたします。お気軽にご連絡ください。
◎お問い合わせ先　住民課 保健センター　☎0241－27－3110